

利根川水系霞ヶ浦河川整備計画フォローアップ委員会運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和3年10月6日付け）（以下「委員会規則」という。）第6条に基づき、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画フォローアップ（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

(委員会の招集)

第2条 委員会は、関東地方整備局長から委任された霞ヶ浦河川事務所長が招集する。

(委員会の成立条件)

第3条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議事録)

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(委員会の公開について)

第5条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

第6条 委員会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 本運営要領は、令和3年10月6日から適用する。

2 本運営要領は、令和6年12月6日から適用する。